#### 変更届提出書類一覧(訪問介護・予防訪問事業)

#### ■届出について

- 口届出の期限は変更日から 10 日以内となっています。
- 口届出方法は原則として電子申請となります。電子申請届出システムから申請してください。

## ■電子申請届出システム利用時の留意事項

- □訪問介護と予防訪問事業は届出画面が異なります。届出先選択の「1. サービス分類選択」にて、訪問介護分は「居宅施設」、予防訪問事業分は「総合事業」を選択して入力してください。
- □書類作成担当者の連絡先が事業所(施設)の連絡先と異なる場合は、届出情報確認画面の「備考」の欄に書類作成担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- □付表情報入力画面において、「変更前の内容(添付ファイル等)」の欄には今回変更が生じる前の内容を、「変更後の内容(添付ファイル等)」の欄には、今回変更が生じた内容を必ず入力してください(入力が無い場合は、出力される変更届出書の変更前・変更後の欄が空欄となってしまいます)。
- □添付ファイルのアップロード欄が不足する場合は、「予備 1」及び「予備 2」の欄を使用してください。なおもアップロード欄が不足する場合は、「平面図 2~5(予備)」などの空いた欄を使用してください。

### ◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、<u>事業所単位での届出となります</u>。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出・添付書類の提出が必要となります。

提出書類	留意点
□変更届出書(別紙様式第一号(五)) ※1 □指定に係る記載事項(付表第一号(一)) ※1 ※2 □添付書類 ※3	※2:変更のない項目に ついても、省略せずに 入力してください。
*予防訪問事業の指定を受けている場合は、訪問介護とは別に届出が必要です。 □変更届出書(別紙様式第三号(一))※1 □指定に係る記載事項(付表第三号(一))※1 ※2 □添付書類(訪問介護で提出する場合は省略可)	※3:変更する事項により必要な添付書類が異なりますので、下表から確認してください。
※1: <u>電子申請届出システムに直接入力してください。</u> また、やむを得ず紙書類での提出となる場合は、これらの書類も提出してください。	

変更する事項	添付書類	留意点
事業所の名称	□運営規程  *事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	別の所在地にある事業 所と同一名称を使用す ることはできません。 事業所番号が変更にな る場合は <u>事前に</u> ご相談 ください。
事業所の所在地(移転)	□運営規程 □事業所の平面図※  ※介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認します ので当該施設のフロア図も必要となります。	市町村は、保証の 市町村は、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田で

# ◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	添付書類	留意点
専用区画等の 変更	□事業所の平面図※ ※介護福祉施設等の建物の一画に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。	同一所在地に同一法人 の運営する他の指定事 業所がある場合は当該 事業所の届出が必要に なる場合があります。
事業所の電話 ・FAX 番号、 メールアドレ ス	※本事項についてはシステムでの入力のみとなります。	
管理者の 氏名及び住所	□老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第2号)※ ※ 引越し・住居表示変更等による住所変更のみの場合は不要です。	婚姻等による氏名変更 の場合でも届出してく ださい。
サービス提供責任者の氏名及び住所	①サービス提供責任者の変更 □資格を証する書類の写し ※1 □老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第2号) ②サービス提供責任者の所持する資格の変更 □資格を証する書類の写し  *次の場合にも変更届出が必要となります。 ③婚姻等による氏名変更又は引越し・住居表示変更等による住所変更のみの場合 ④退職等によりサービス提供責任者数が減少するのみの場合 □老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第2号)※ ※ 引越し・住居表示変更等による住所変更のみの場合は不要です。	※1: 大会の ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
運営規程	①営業日・営業時間 ②サービス提供日・時間 ③通常の事業の実施地域 ④利用料金(実施地域以外の交通費)、その他の変更 ※1 □運営規程 □老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第2号)(③の場合のみ)	※1:サービス は は で は で が で が で が で が で が で が で が で が
介護給付費算 定に係る体制 (加算項目)	*詳細については、本市ホームページの様式集「介護給付費算定に係る体制等に関する 届出について」をご参照ください。	15 日までに届け出た 場合、翌月1日からの算 定開始となります。

## ◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、<u>法人単位での届出となります</u>。予防訪問事業や同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、「法人情報に係る一括変更届出」から申請してください。

情報に示る 「旧及史届山」が「D中間してへたさい。			
変更する事項	添付書類	留意点	
法人の名称	□履歴事項全部証明書の写し ※1	法人の名称の変更とは	
法人所在地 	□老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第2号) 	当該法人の「商号変更」 のみを指します。	
	*業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です(届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください)。	※1:現在事項証明書は 不可	
	吸収合併、事業譲渡等により <u>事業所の運営法人が別法人へ変更となる場</u> 合は新たに指定申請が必要となるため、変更届では処理できません。運営		
	法人が変更となる場合は、指定申請に係る受付スケジュールをご確認の		
	上、必ず事前にご相談ください。		
法人代表者の 氏名、生年月	□履歴事項全部証明書の写し ※1	法人役員の変更につい ては、届出不要です。	
日、住所及び	*業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です(届出先は枚方市とは限りま	※1:現在事項証明書は	
職名	せん。詳細は次ページをご覧ください)。	不可	
ナーの電子	ツナ市在についてはいフェノマの1十のひとかけナナ		
法人の電話・   FAX 番号	<u>※本事項についてはシステムでの入力のみとなります。</u>		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	*業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です(届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください)		

### ◆業務管理体制の届出事項などの変更に係る手続きのご案内

- ・法人情報などの届出事項に変更があった場合は、業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きが必要です。
- ・枚方市が届出先とは限りませんので、届出先の行政機関の区分は「1. 届出先について」を確認してください。

### 1. 届出先について

法人の介護サービス事業の事業展開地域により、次のとおり届出先の行政機関は異なります<u>(枚方市が届出先とは</u>限りません)。手続きの方法などは、届出先の行政機関に確認のうえ、手続きを行ってください。

131 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	13 100 - 13 - 1 11 - 2 0
区分	届出先など
① すべての事業所・施設が枚方市の区域にのみ所在する事業者	枚方市 福祉指導監査課
	電話:072-841-1468(直通)
	※届出方法などは次の「2. 枚方市が届出先の場
	合の届出について」をご覧ください。
② すべての事業所・施設が大阪府内の2以上の市町村の区域に	大阪府 介護事業者課
所在する事業者	電話:06-6941-0351(代表)
③ 事業所・施設が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	
④ 事業所・施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事	厚生労働省 介護保険指導室
業者	電話:03-5253-1111(代表)

## 2. 枚方市が届出先の場合の届出について

変更があった事項	届出方法	提出書類など	留意点
① 法人の名称、所在地及び種別 ② 法人の電話及び FAX 番号 ③ 法人代表者の氏名、住所、生年 月日及び職名 ④ 法令遵守責任者の氏名及び生 年月日	「届出システム」で行う場合	・変更があった事項などを 「届出システム」に入力 ※ 入力などの方法につい ては、枚方市ホームペー ジに掲載している「届出シ ステム操作マニュアル」を 確認してください。	・届出完了の旨がメールで「届出システム」から送信されます。 ・事業者(法人番号)がわからない場合は【1.届出先について】の①枚方市福祉指導監査課までお問い合わせくださ
ては、事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、かつ、整備する業務管理体制が変更(事業所等の合計数が①1以上20未満②20以上100未満③100以上のいずれかの区分から、他の2つの区分のいずれかに変更)された場合のみ、枚方市への届け出が必要です。詳細につきましては、下記の枚方市ホームページをご確認ください。	「電子メール」又は 「郵送」で行う場合	・介護保険法第 115 条の 32第3項の規定に基づく 業務管理体制に係る届出 書(届出事項の変更)(様 式第 13 号) ※ 枚方市ホームページに掲 載している「記入要領」を 確認してください。	い。 ・ できるだけ「届出システム」で届出を行ってください。 ・ 事業者(法人)番号が変更になる場合を除き、届出完了の旨の通知は行いません。通知等がいる場合は「届出システム」で届出を行ってください。

※業務管理体制の枚方市への届け出等については、枚方市ホームページの「ページ番号検索」で「32603」 と検索してください。

https://www.city.hirakata.osaka.jp/

32603 ◎ 表示

